

金属鉱業等鉱害対策特別措置法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、金属鉱物等の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業（以下「金属鉱業等」という。）の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の确实かつ永続的な実施を図るため、使用中のこれらの施設について鉱害防止積立金の制度を設けるとともに、使用済みのこれらの施設について鉱害防止事業基金及び指定鉱害防止事業機関の制度を設けて鉱害を防止するための事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）と相まって、金属鉱業等による鉱害を防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（鉱害防止事業の実施に関する基本方針）

第四条 経済産業大臣は、特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、特定施設に係る鉱害防止事業の実施の時期及び事業量その他特定施設に係る鉱害防止事業の計画的な実施を図るため必要な事項を定めるものとする。
- 3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、環境大臣に協議し、かつ、中央鉱山保安協議会の意見をきかなければならない。
- 4 経済産業大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5～6 （略）

鉦山保安法（抄）

（鉦山保安協議会）

第五十三条 中央協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 経済産業大臣の諮問に応じて保安に関する重要事項を調査審議すること。三～四 （略）

2 （略）